

焼津市農業委員会 1 月総会議事録

1 日時

令和6年1月19（金）午後2時 ～ 午後3時10分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	×	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	×	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	×	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	欠員	—			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第4号 農地の利用目的変更届出について
第5号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
第4号 農地法第5条の規定による許可について
第5号 農用地利用集積計画の決定について
第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員18名中、ただ今の出席委員は、<u>14名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年1月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。1番村松達雄委員、18番鈴木孝治委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第5号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第5号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第5号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号21を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 2,765㎡ 畑 2,444㎡、計5,209㎡</p> <p>労力は4人であります。</p> <p>申請地の場所は、市中新田配水場より北へ約700mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請地は、譲受人の住宅に道路を挟んで隣接する農地であります。</p> <p>申請地の現状は、田植え時期や雨天時に円滑に排水が行えず、水がたまることで耕作も難しく、また水が周囲に流れ込む状況にあることから、申請地を取得し、円滑に排水を行えるよう改良することで耕作地として再生したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 増田正春</p>	<p>1月4日に大富地区委員全員で現地調査を行いました。譲受人はここ1～2年で自宅周辺の農地を取得し、耕作できるように整備し直していますが、今回の案件も、以前の案件と同じく、元々耕作が放棄され竹やぶが伸び放題になっていたところですが、現在はスライドの写真のとおり、竹は伐根されて綺麗になっています。</p> <p>申請地は周りの農地よりも一段低くなっています、水はけが悪い環境になっていますが、取得後は水の流れを改善するというので、農地の再生に努めてくださるとのことです。農機具保有状況等からも、全く問題はなく、耕作管理ができると見込まれることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号21は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号22を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号22を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名高速道路大井川焼津スマートIC西側入口より南へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、申請地西側に隣接する土地及び住居を譲渡人から購入し、現在居住しているところですが、申請地である畑についても譲り受けて自家消費する野菜の栽培を行うため、また、譲渡人においては遠方に居住し、かつ高齢であることから申請地の管理ができないことから譲渡すべく、一般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>現時点において、譲受人が経営している農地はありませんが、今後の耕作方法等の営農計画が立てられ、営農計画に基づく耕作管理を行うことを誓約しており、農機具等も今後購入して保有すること、申請地は居住地に隣接しているため、常時農作業に従事できると認められること、現況耕作放棄地として荒廃しつつある申請地の今後の維持管理が見込めること、許可後も耕作状況の把握のため、利用状況報告を求めるものとするので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

<p>地区委員 7番</p>	<p>ただいま事務局の説明のとおりです。</p> <p>こちらの申請地は、昨年9月の農地パトロールの際に、耕作が放棄されて茶の木や草が背丈以上に伸びている状態で発見された農地であります。</p> <p>昨年12月に、今回の譲受人の代理人行政書士から農地取得の相談が来ると事務局から伝えられ、相川地区の委員全員で現場を見に行った際は、既に草が刈られ綺麗になっている状態でした。申請代理人によると、現所有者である譲渡人が売買前に、迷惑にならないように草刈りを行ったそうです。</p> <p>譲受人は農業経験がない方なので、地区審査会に申請代理人をお呼びしてヒアリングを行いました。作物はレタスやキュウリを予定しているようで、耕運機や草刈り機、農薬噴霧器を手配するとのことでした。</p> <p>申請地は譲受人住宅に隣接して耕作管理はしやすいですし、荒れていた農地が再生するのは好ましいことですので、地区審査会では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号22を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号22を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市立和田小学校より東へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、田尻の農地593㎡について、貸住宅敷地として利用するため、昭和52年に農地法第4条の許可を受けたものでありますが、許可後に自己の資力が減少したことより、計画が遂行できないまま亡くなり、相続人である申請者も当初の事業計画を遂行する資力はなく、借入等も見込めないことから、自己資金のみにて事業の遂行が見込める貸駐車場としての整備を行い、利用すべく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び東側は宅地、南側は水路を挟み道路、西側は雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は転用許可済みであること、第3種農地であること、当初どおりの計画の遂行は困難であることから変更はやむを得ないものであると判断されるため、事務局においてはこの計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 10番	<p>1月3日に和田地区委員で現地確認を行いました。ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>やむを得ない理由もあり、当初の計画が為されませんでした。周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号1を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号10、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号41は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号10及び議案第4号、番号41を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、静岡福祉大学より南西へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、本中根の農地330㎡について、当初計画者が住宅敷地の用に供するため、昭和43年に農地法第5条の許可を受けたところでありますが、所々の事情により実現に至らず現在に至っております。当初計画者の相続人も既に他所に住居を有し、今後申請地について利用予定もなく、管理も大変であることから相続人の子である承継者が申請地を借り受けて自己の住宅を建築したく、本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側及び北側は水路を挟み道路、西側は宅地、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田正春	<p>1月4日に大富地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>写真のとおり、当初許可を取って埋め立てまでは行いましたが、体調を崩されてそのままの状態になってしまったそうです。現地に行って確認しましたが、周辺農地への影響は全くなく、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号10承認し、議案第4号の番号41を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号10承認し、議案第4号の番号41を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号39を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号39を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市内関方にある山の手会館より北東へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、関方の農地155㎡について、駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地に隣接する宅地4筆を購入し、住宅を建設する計画であります。これにあわせ申請地を駐車場敷地として利用したく、また譲渡人においては遠方に居住しており農地の管理も難しいため、宅地と一体にて譲渡したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び東側は宅地、南側は畑、西側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>1月10日に現地の確認を行いました申請者の宅地と地続きの畑を駐車場に変更するという内容の申請です。</p> <p>先ほど事務局の説明にもありましたとおり、周囲の農地への影響はほとんどないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号39を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号の番号39を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号40を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号40を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、国道150号の高崎交差点より北西へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。</p>

	<p>本件は、高崎の農地1, 997㎡について、駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の東側隣接地に本社をおき、運送業等を営む法人です。近年、大型資材を預かる業務が急増しており、自社敷地内に新たに概ね2,000㎡規模の資材置場を確保する必要が生じてきたことから、これに対応するため、現敷地内に駐車している車両等の移動先として申請地を新たに駐車場として利用したく、また譲渡人から譲り受ける承諾も得たため、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は雑種地及び畑、東側は水路、南側は宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>1月10日に現地確認を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、申請地は3種農地ですが、過去大雨により浸水した地域ですので、埋め立てによる周辺農地への影響を危惧していました。</p> <p>排水の方法や考え方について聞かせてほしいということで、1月12日に転用者と申請代理人をお呼びして、地区審査会でヒアリングを行いました。</p> <p>結果、保水・貯水用として98㎡の水を貯められる貯水路を確保すること、近隣の方へこのような計画で転用を行うことについて説明を行うことの2点を確認できましたので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号40を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号40を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号42を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号42を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、駿河西病院より西へ約100mに位置している農用地区域内農地です。</p> <p>本件は、中根新田の農地989㎡について、育苗用施設及び駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地北側に隣接する田及び申請地の近隣に所有する田にて水稻を行っておりますが、これらの周囲にある田の耕作を円滑に行うた</p>

	<p>め、申請地に育苗施設を建築するとともに農作業車等の駐車場敷地としても利用したく、また、譲渡人から譲り受ける承諾も得たため、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は譲受人が取得し、耕作する田、西側は田、南側は水路を挟み道路、西側は道路であります。</p> <p>なお、申請地については現況が雑種地となっているため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 増田正春	<p>1月4日に大富地区委員6名で現地の確認を行いました。ただいま事務局から説明があったとおり、現場がすでに埋め立てられていますので、始末書の提出があります。</p> <p>譲受人は本申請地の隣の農地を耕作しているだけでなく、道を挟んで西側のかなりの量の農地一帯を購入して耕作していますので、こうした形で本申請地を育苗施設用地とすることで、より効率的に営農できると思われまますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号42を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号42を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号43を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号43を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北東へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、惣右衛門の農地127㎡について、住宅敷地の拡張にて駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の南側に隣接する宅地を購入し、自己の住宅を建築する計画であります。これに伴い自家用車の駐車場も必要となることから、南側の宅地との一体利用にて、申請地を駐車場敷地として利用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の南側は譲受人が住宅の建築を計画する宅地、西側は宅地及び道路、</p>

	<p>北側は宅地及び雑種地、東側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>1月6日に現地調査をしてきました。</p> <p>ただいま事務局から説明があったとおりです。今度家が建てられる予定の家の前の土地でありまして、そこを駐車場にしたいという案件です。宅地と地続きであり、周辺農地への影響もないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号43を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号43を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号44を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号44を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立大井川中学校より南へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、吉永の農地2, 530㎡について、従業員用駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地西側の隣接地に本社工場をおき、製造業を営んでいる法人であります。近年、需要が拡大傾向にあるため、新工場の建設と従業員の増員を計画しております。</p> <p>現在の駐車場敷地に新工場を建設するため、これに替わるべき駐車場の確保あわせて増加する従業員用のための駐車場の確保も必要となることから、申請地を譲渡人から譲り受ける承諾も得たため、従業員用駐車場として利用したく、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び南側は道路、東側は水路をはさみ道路、西側は譲受人の本社工場の土地で、宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 18番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。申請地の場所は、大井川庁舎から大井川中学校の方に向かったところにありますが、付近は工場が非常に多く立地している地域でございます。</p> <p>譲受人は現在土木加工機械や金属加工機械の開発製造販売等を営んでいます。年々受注件数も増加してきており、生産能力の増強を目的に、今回新たに新工場を建設するとともに、従業員の駐車場も新設するという事です。</p> <p>駐車場の台数であります。新工場の敷地に46台、今回の申請地に72台を確保したいということでもあります。</p> <p>また、譲渡人につきましても、現在農業の後継者もないことから、譲受人の計画に同意し、売買したいという話であります。</p> <p>昨年12月26日に現地調査を行っていますが、周辺農地に及ぼす影響も少ないということで、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号44を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号44を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号45を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号45を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北へ約300mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地285㎡について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市外にて借家住まいであります。将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は雑種地、東側及び南側は水路を挟み道路、西側は譲受人が所有している田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>

<p>地区委員 6番</p>	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。こちらは5条「にじみ出し」の分家住宅の案件になります。</p> <p>申請地の一部が以前は埋め立てられて駐車場として利用されていましたが、静浜地区委員で現地調査した際はすでに砂利等は削られて、現状復旧されていると認められましたのでここに報告させていただきます。</p> <p>申請地周辺は、道路と貸人の土地になりますので、農業上周辺に与える影響は軽微であると考えられますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号45を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号45を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号46を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第4号、番号46を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名高速道路大井川焼津SICより南西へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上泉の農地64.97㎡について、住宅敷地の拡張にて駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の北側隣接地に住居を有し、現在居住しているところですが、娘夫婦と同居する予定であり、今後自家用及び来客用駐車場として6台分の駐車スペースを確保する必要があるため、申請地を駐車場にて利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は譲受人所有の宅地、西側は田、南側は田及び水路、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
<p>地区委員 19番</p>	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>1月8日に地区担当委員3名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地の場所は、譲受人の住宅敷地の奥にある農地です。現在は既に譲受人が野菜を栽培しており、平成10年に譲受人が住宅を購入した際、本申請地の農地込みで売買契約を結んだという経緯があります。当時農家資格がなかったため、所有権移転の登記ができずにいました。</p> <p>今回宅地の一部として転用し、譲受人へ所有権移転したいという案件であり</p>

	<p>ます。周辺農地への影響も軽微であるとして、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号46を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号46を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号47を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号47を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市大井川庁舎より西へ約500mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下江留の農地281㎡について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります。子供の成長に伴い、現在の住居では手狭となってきたことから、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は水路、東側及び南側は水路を挟み道路、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>事務局から説明があったとおりです。この案件は、母親の土地を娘夫婦が借りて住宅を新築するという案件です。</p> <p>1月8日に現地確認を行いました。申請地周辺はいずれも貸人である母親の土地と道路でありますので、周辺農地への影響も軽微であると考えられますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号47を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>異議なしと認め、議案第4号、番号47を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する村松達雄委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を原案のとおり決定しました。</p> <p>村松達雄委員につきましては、次の第6号議案にも関係しておりますので、引続き退室をお願いします。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>本議案につきましては、今月から新規で始まる議案になりますので、農政課の担当から概要の説明をさせていただきます。</p>
農政課職員	<p>農用地利用集積等促進計画について説明をさせていただきます。</p> <p>農地の貸し借りについては、これまで農用地利用「集積計画」というものを作成し、毎月の農業委員会で審議をしていただいております。それが法律の改正に伴い、今後は地域計画と連動した農用地利用集積等「促進計画」というものを作成することになりました。</p> <p>今年の4月始期の貸し借りからは、この新しい「促進計画」で処理を行っていきます。この促進計画では地域計画の目標地区に沿って貸し借りをしていくこととなりますが、まだ地域計画が策定されていないため、内容は基本的にこれまでの「集積計画」と変わりません。</p> <p>ただ、作成から手続きまでの流れが少し変わってきます。今までの「集積計画」は、まず市で計画を作成しまして、県の農業振興社で2か月ほど事務処理を行い、最後に農業委員会で決定をしていました。貸し借りが始まる前の月の総会で審議するため、1月の総会では2月始期の「集積計画」を審議します。これがたった今議案第5号で審議していただいたものになります。</p> <p>一方で、新しい「促進計画」は、まず市で作成した計画を最初に農業委員会で意見聴取を行ってから、農業振興公社で2か月ほど事務処理を行って、最後に県で決定するという流れになります。そのため、農業委員会で諮るタイミングが2か月早くなりまして、貸し借りの始期の3か月前の総会で審議すること</p>

	<p>になります。そのため、4月始期の貸し借りを、3か月間前である今回の1月総会で審議するという形になります。</p> <p>以上のことから、2月・3月始期の貸し借りは1月・2月の総会で従来の「集積計画」で審議し、4月以降始期の貸し借りは新しい「促進計画」で今月以降審議することになりますので、1月・2月の総会のみ、期間が重なっているで「集積計画」と「促進計画」の2種類を同時総会に諮っていただくこととなります。3月の総会からは新しい「促進計画」に一本化されます。</p> <p>今月と来月のみ似たものを2種類諮っていただくということでややこしいですが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、議案のとおり回答しようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号を原案のとおり回答することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号を原案のとおり回答することに決定しました。それでは村松委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上をもちまして、令和6年1月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>